	第 7 回 西宮市特別支援教育審議会 会議録
日時	平成31年2月19日(火)13:00~15:00
場所	西宮市役所東館7階教育委員会分室
出席者	○審議会委員(◎は会長、○は副会長)
	井出 浩 (医療関係者)
	○坂口 紳一郎 (教育関係者)
	◎竹田 契一 (学識経験者)
	根岸 直代 (保護者代表)
	野田 八潮 (保護者代表)
	花熊 曉 (学識経験者)
	金髙 玲子 (教育関係者)
	○事務局
	教育次長 大和教育次長
	学校教育部 佐々木部長
	地域学校支援課 山本課長 原田係長
	教育研修課   乾 課長
	生活支援課中島係長
	特別支援教育課 粟屋課長 金井係長 渡邉係長 土山指導主事 髙橋指導主事
欠席委員	なし
開催形態	公開 (傍聴者1名)
議題	1 開会
	2 議題
	① 教職員の専門性の向上について
	② 医療と福祉との連携について
	③ 審議会報告について
	3 その他
	4 閉会

- 1 開会
- 2 報告
- ○第6回の審議会のまとめについて
- ・教職員の専門性の向上について
- ・交流及び共同学習の推進について
- ・ 医療と福祉との連携について

## 3 審議

○教職員の専門性の向上

資料2をごらんください。研修の対象者を一番左側に記載し、その横に求められる力を示しています。例えば1番目は、対象は校園長で、校園長に求められる力を①から④に示しています。その校園長を対象とする研修に管理職研修がございます。そして内容、講師、指導主事等がありまして、1-4、つまり外部の専門機関等との連携の推進を目指して、この研修を行うというように示しています。担当は教育研修課です。

そのような形で特別支援学級と通級担当教員向けの研修、特別支援教育コーディネーター向けの研修、通常の学級の担任、もしくは教科担任への研修となっています。またこれは基本的に悉皆の研修になっています。年次研修も含まれています。

次に、特別支援教育支援員の研修、最後は、西宮養護学校がセンター的機能を活用した公開講座を記載しています。これにつきましては、平成30年度に実施した研修を掲載しています。少し補足をしますと、3番の特別支援教育コーディネーターのスキルアップ研修ですが、前回、もう少し幅広く募集をしたらどうかというご意見をいただきました。この研修は3年計画が終わり4年目になっていますので、人数を少し増やす形で行えるよう検討を進めているところです。西宮養護学校の公開講座は、来年の夏、尼崎養護学校の跡地に仮移転をしますので、これまでより回数が減る予定となっています。

これまでのご意見を基に、平成31年度の研修計画をこのように立てました。ご意見よろしくお願いします。

(会長) 西宮市の特徴として、こども未来センターの役割が非常に大きい。意見、質問はあるか。

(委員)前回は、西宮養護学校の中での職員の専門性の向上のことでご意見を幾つか述べた。 ある保護者から、肢体不自由の子供が特別支援学級で中学校の3年間過ごしたけれど、少し自 信のない先生が指導に当たられた。その先生が孤立していたのが気になるということを保護 者は言われた。資料の特別支援学級の2番のところで、特別支援学級担任研修というのは、内 容としては2つしかない。この中の資料にも特別支援学級は生徒8人に対して1人の担任が つくという内容があったが、もう少し特別支援学級の先生に対してのフォローを手厚くする べきではないのかと思う。その先生が自信を持つためには、やはり特別支援がどういうもので あるかということや、定期的なフォローを行うなど、今その学校や学級がどういう状態なのか というのを常にそういう機関と情報が共有できたら、先生も不安になることはないのではな いかと思うのだが。

(会長) これはもしかしたら特殊な例かもしれないが、今のようなことはよくあることなのか。

(委員) 不安を持つとか孤立するというのはわからないが、この研修はいわゆる官製研修の一部であり、特別支援学級の担任の立場になったときに、いろいろな相談機関や校内での研修もあるので、実際はこの資料に2つの研修しかないが、これっきりということではない。 それよりも学校内において、教師として居場所があるのか、その不安感をフォローしてくれるような学校風土があるかということにもかかわっていく。 校園長の研修にも直接かかわってくることかとも思う。

(会長)ここで研修をしたからといって、子供や保護者との関係や、親が不信感を持つことを 払拭するということにはならない。研修会で全て身につけて、この人はプロだ、ということは あり得ない。研修会が2回だからだめだとか、そういうことではないと考える。

(事務局)受けた研修をより効果的にするために、個々の対応が大切なので、県立特別支援学校の巡回相談、教育相談、そして西宮養護学校の巡回相談、教育相談、そして未来センターの専門職の派遣、そのあたりをきちんと組み込んでいくことが重要であると考えている。必要な場合、特別支援教育課もより専門的で丁寧な指導ができるよう関係機関につなげるようにしている。教職員の専門性の向上は、研修や専門家からのアドバイス、加えて、校内の体制も重要であると考えている。

(委員) 今の話で最後に校内での研修のことがあったが、よく理解できる。特別支援に関する委員会が校内に設置されている。特に、これから通常の学級に障害のある子供たちが籍を置くことがふえていく。障害のある子供たちにかかわる先生は、当然さまざまな立場でかかわる。そうなると、校内で特別支援に関する考え方や、一人ひとりの課題について検討することや、かかわり方について共有する機会が重要になってくる。きちんとうまく機能するために、校内委員会の中で個別の事例に関して議論できたりとか、学校全体で1人の子供の課題について共有したりということができないといけない。そう考えると、校内委員会をどう運営していくかというところが非常に重要になってくる。これは管理職の研修にもかかわるというお話も出ていたが、管理職を含めて、前回からずっと言っているように特別支援コーディネーターの専門性を高めることが必要だと思う。

(委員)保護者の意見で、支援学級のスキルを身につけるために担任になった先生は、高いモチベーションで職務に当たってくれる。実際に校長先生がそのように声かけをされて、劇的に態度の変わった先生がいて大変よかったと聞いた。支援学級の担任をする先生には、モチベーションをあげるように声かけをしてほしいという声も聞いている。また担任の先生を支える体制もあって、これらの研修があればいいのかなと思う。

(委員)支援学校、支援学級、それから通級指導教室とこの3つを考えたときに、やはり専門的という点で、支援学級の力量の個人差が非常に大きいということとを、全国的に言われ続けてきた。私が思うのは、こういう研修とか、あるいは校内体制づくりの中で、支援学級というのはやっぱりそこに自立活動とか、それから知的とか自閉症・情緒なんかの場合は、いわゆる合わせた指導というか、例えば生活単元学習とか、それから中学校であれば作業学習とか、そういういわゆる個別の教科だけじゃなくて、教科領域を合わせた指導ということが必要だし、そういう教科指導と教科領域を合わせた指導と、それから自立活動ということが必要だし、そういう教科指導と教科領域を合わせた指導と、それから自立活動というこの3つが三位一体で、お互いに関連しながら教育していかないといけないということとを支援学級を担任される先生はもちろん、同時にやはり、支援学級というのはそういう役割を持っていることを管理職なり一般の先生方に理解を得ることがすごく大事だと思う。今年度、兵庫県の知的障害特別支援学級の初任者研で3回ほど講師をした。そこでいろいろ質疑やグループ討議があった。やはり周りの先生からのプレッシャーも大きく、支援学級の先生がもう少しこんなことを子供たちのためにやりたいと思っても、とにかく教科が遅れているから教科の指導をしてくれと要望される。なかなか考えたとおりできないという悩みが多かった。そういう点でも周囲の理解ということが大事だと思う。

(会長) 先ほどの質問の意図は、特に肢体不自由の子供が通常の学級に在籍するときに、先生の戸惑いとかがあるのではと思う。

いろいろな意見が出た。次年度の研修の中に今の意見も生かしながら研修計画を立ててほしい。また、研修そのものではないが、校長の立場が重要である。校長がしっかり支えているということで、教師がやる気を持ってできるとの意見も出た。これから教職員の専門性の向上の取り組みをさらに充実させてほしい。

(委員) この一覧の中に、県の研修が入ってないので、当然県の種別ごとの研修もあるということをも記してほしい。また、報告書の中にもあるように、20年前と比べて特別支援学級が複数設置されているというのが当たり前になっているので、特別支援学級の担任は、学校の中で特別支援学級担任団を形成できる、学校によっては学年の担任団よりも人数が多くなっている。その中で非常に切磋琢磨できると思う。それから、委員からも指摘があったように、学校は読み書きそろばんというような要求もある一方、担任はもっとダイナミックに単元を組んで、総合的に力を伸ばしたいとこともやりたい、そこが担任の悩みとなっているので、ぜひ解決できるように研修の中身を発展してほしいと思う。

(会長) 次の審議を行う。事務局からの説明を願う。

(事務局)資料3をご覧ください。第6回の審議会において、連携を取るのには、組織として 連携する必要であるというご意見をいただきました。それから、早期に気づく機会、校長会議 等でも福祉の仕組みをきちんと伝える、最終的に本人、保護者の思いが置き去りにされないよ うに進めていくことが重要であるというご意見をいただきました。 医療、福祉、教育との連携について、西宮市ではこども未来センターを核とした連携が進んでいます。まず、未来センターの連携を説明します。未来センターでは、医療部門と学校園との連携を進めています。学校園との支援会議において、学校関係者、医師、セラピストが参加して行う支援会議がよく行われるようになり定着をしてきました。また、医療の現場、つまり療育の様子を学校関係者が見学し、セラピストなどから技術的な指導助言を行うこと定着しています。さらに、学校園にセラピストなどが訪問をして、技術的な指導助言を行うことや、教職員向け研修を医師やセラピスト、心理士などが講師となって行っています。このように医療部門と学校園をつなげる役目を未来センターがしています。

次に、地域医療との連携です。現在、こども未来センターの医師が西宮市医師会の研修会に講師として参加し、発達障害のある子供とのかかわりなどについて研修をしています。また、地域医療と連携として、こども未来センターと地域の診療所との役割分担や協力体制など運営のあり方について、西宮市医師会と継続的な協議を進めようとしています。

3点目は相談支援において学校園と福祉をつなぐ役目です。こども未来センターでは、相談支援を重視しています。電話や来所により保護者や学校からのさまざまな相談を受け、まずは十分に思いを聞き、保護者から学校の支援についての相談は学校園の訪問につないだり、福祉サービスの相談は担当部署につなぐ、医療についての相談は医療につなぐ、診療につなぐなど、つなぎの役目を担っています。また、障害児支援利用計画、西宮では本人中心支援計画といいますが、その支援会議も行っています。そこで福祉と学校関係者をつないでいます。また、心理士やスクールソーシャルワーカーがいますので、学校園を訪問し、子供家庭支援課、児童相談所等、診療所、関連部局とも連携をしてケースワークを行っています。

そしてもう一つ、保健部門とも連携をしています。地域保健課の各種健診への参画として、こども未来センターの心理士、セラピストが乳児発達相談、これは1歳6カ月健診や3カ月健診でフォローが必要な子供が受ける相談会のことですが、それに参画し、一部の業務を担うことで医療機関へのつなぎの強化を行っています。

こども未来センターの機能を生かして、教育委員会も含め3者が連携する仕組みをつくっています。もう一つは、前回も話をさせていただきました、医療的ケアを要する子供の支援についてです。現在、関係機関の課題の共有と方向性の協議をしています。まず、平成30年度は自立支援協議会、西宮ではみやっこ会議と呼んでいますが、その中にあるこども部会において医療的ケアの部会を立ち上げて、関係者で協議を行っています。また、市の関係各課が課題を共有し、今後どのように取り組むかという方向性も検討をしています。

これら現在取り組んでいることですが、今後の方向性について3点上げさせていただきます。 1点目、こども未来センターと地域医療が連携する仕組みをつくるための協議を行います。そ こはスタートしたばかりですので、今後、地域医療の役割を協議していきたいと考えております。その中で学校がどのように連携していくかということを検討していきたいと思っています。もう一つは保健部門との連携で、それによって早期発見、早期支援の仕組みをつくってまいります。その中で就学後の支援につなげていきたいと考えています。3つ目は、医療的ケアの支援です。関係者が協議をする場を設定して、課題の共有と支援体制のあり方を検討していきたいと考えています。ご審議よろしくお願いします。 (会長)連携をしていく中で課題もあると思う。今後の方向性について何か意見、質問などはないか。

(委員) 医療的ケアを要する子供の支援についてと今後の取り組みで、今、みやっこ会議で医療的ケアの部会を作り関係者で協議を行うということと、その下の医療的ケアの支援、関係者が協議する場を設定しというのがあるが、市の運営協議会がまた新しくできつつあるということか。

(事務局)新たな共有する場、協議する場を設けていく方向で、今検討をしている。これから まさにスタートという形である。

(委員)関連するところだが、自立支援協議会には当然医療関係者も入っていると思うが、医療的ケアの協議の場を立ち上げるということに関しては、当然医療関係者も参加するという理解でよいか。

(事務局)医療的ケア部会については、今回、医療関係の方は入っていない。肢体不自由児父母の会の方や相談支援専門員、市の関係各課の担当者、保護者の代表の方などが参加している。

(委員)保健部門との連携で早期発見、早期支援の仕組みをつくるのはどこの地域も考えることだが、これはすごく大変なこと。例えば京都府の福知山などでは、早い時期に5歳児健診に取り組んでいる。これは早期発見につながるための1つのやり方で、これは勝手に行政のほうがやりますと言っても、医師会が全面的に協力しないとできない。早期発見につながる組織を成功させている地域を調べてどうしたら早期発見のプログラムがつくれるか研究する必要がある。中には、保護者の方がはっきりと発達障害があるということは知られたくないということもある。つまり啓発も重要である。

(委員) これまでの経験も踏まえて言うと、何か発達に課題がありそうだと気がついても、実際にそれが支援につながるかと言うと難しいことが多い。保護者がなかなか受け入れがたかったり、知られたくないなど。逆に発見は、そんなに難しくなく、経験のある者が観察をし、必要な場合、簡単な検査をする、あるいはきちっと検査をするというところにたどり着ければ発見は簡単。しかし、問題はそれからの早期支援にどうつながるかである。ここについては、組織的にとかシステムとしてというよりは、かかわるスタッフの力量が非常に大きい。健診にかかわる立場から離れて、診療所で出会って一番困るのは、特に発達にかかわるところはわかりづらいということもあって、ある程度気づいていながら「様子を見ましょう」で終わってしまって、その「様子を見ましょう」という言葉に保護者の方が安心してしまって、あるいは、先ほどのお話のように受け入れがたい気持ちを納得させてしまって、そこで支援が途絶えてしまうというのがよくある。だから、ある程度気になるなという子供たちを診断するかどうかは別にして、ある一定期間何らかの助言、少なくとも診断がつこうがつかまいが、今必要な課

題というものを示して取り組んでもらおうという、そういう働きかけというのが必要になってくると。それは、それなりの時間と手間、人が要るという、そういう課題かなと思う。教育関係というよりは、保健、あるいは福祉の領域になっていくと思う。

(委員) 先ほど委員にご指摘いただいたように、教育現場で早期発見、支援のことをきちんと つなげることができて、それが生かせるようにすることが重要だと考える。こども未来センターができて、健診にもかかわるようになり、早期発見の仕組みを作ろうとしているところに、教育も連携をしてつなげていきたいということで、小学校の小さいときからきちんと見ていくという形のものにつなげていきたいと考えている。

(委員)学校現場ということで言うと、それまで気づかれなかった、あるいはそのまま見守られてきた子供たちが学校で生活するとなったとき、やはりいろんな課題がでてくる。そのときにどう働きかけていくか。それこそ医療との連携になるが、お医者さんに見てもらいなさいとか言われて医療にかかる。でもそれでうまくいくことはなくて、学校の中でどんな取り組みができるかとか、気になるところにどう働きかけていくかという具体的なことについての提案があったりした上で、でもやっぱり医学的な診断も必要なのかなという順序になると思う。だから、気づいたときに診察してもらいなさいとか、それこそ福祉のサービスを受けるためにも診断書が要るとか、そんな形で一気に保護者の意向を飛ばしたかかわりということが起こってくる可能性もある。そういったところは、事例に沿った具体的な研修が必要であるが、学校現場でどう取り組んでいくかというところをはっきりしていく必要がある。

(委員)保護者が孤立をしないようにというところもフォローが大事なのかなと思う。例えば、障害の状態とか言いたくないという保護者がいたときに、周りの子供に理解を得にくいというところがあって、でも子供は何かに迷惑をかけているという負い目があると、余計に保護者会とかにも出てこなくなったりする。そういった面での、それが悪いことじゃない、一緒に学ぶことがいいんだよという子供や保護者へのフォローというのがあってもいいのかなと思う。

(委員)こども未来センターで教育相談をしているが、保護者と出会うことが多い。早期発見というのはとても大事だと思うが、例えば鳥取とか新潟は、非常に仕組みとして成功している県ではないかなと聞いている。まず特別支援教育がなぜ始まったかということだ。やはり従来の障害のある子に発達障害のある子供が増えていて、全然対応されてないという教育現場の課題があった。そのときに鳥取だったと思うが、いわゆる1歳半とか3歳児の健康診断のときに対応するドクターレベルでの研修が非常に早期になされていた。例えば自閉の子であればもう1歳半ではっきりとその特性が見えてくるので、保護者に指導がある。だから、不安を抱えたまま来るのではなくて、適切な診断と指導のもとに3歳、そして就学を迎えている。そういった意味でやはり、どこが主管ということはないが、こども未来センターでもないし、特別支援教育課でもない、やっぱり医師会に私は動いてほしいと思っている。発達障害の子供を、的確に見立てることができることが必要となってくる。

(会長) 幼児期から指導や支援があると、保護者もはっきりと子供理解ができるようになってきている。次は教育の場となったときも、保護者は子供の特性を学校に言うことができるし、話を聞くこともできる。その状態であれば学校は対応しやすい。学校が対応できないというのは、これに触れていいかどうかというくらいの段階が多い。本当は保護者と話をしたいが声をかけられない。そういう場合に、私は学校から依頼されて相談にのることが多い。どうやって保護者に声かけをしたらよいのかという、そこから出発しないといけないということもあって、やはり早期発見という意味での動きは重要である。これは連携というのかどうかわからないが、市として連携していただきたい。市で専門性の高い医師がいて、何か動きがあると聞いているが。

(事務局) 医師会との連携のことについてもう少し具体的に説明させていただく。こども未来センターの医師が乳幼児保健委員会という医師会の会合に出向き、その中で地域医療とこども未来センターの診療との連携を深めていこうということで話し合いが進んでいる。構想としては、こども未来センターは、現在、4.7 カ月待ちの状況で、一昨年が8カ月待ちだったのでかなり改善はしているが、まだ待ちが多い。例えば、地域のドクターにもそういったことを診てほしいということで、地域のドクターでまず子供を診て、そこからこども未来センターにつながって、こども未来センターで療育が終われば、また地域のドクターにフォローしてもらう、そのような仕組みができないか検討を始める段階である。研修については、前月の16日に、医師会の小児科委員会の講演会の中で、こども未来センターのドクターが外来で今すぐ役立つADHD支援のポイントという講話をした。これは2回目で、今後も続けていくことにしている。

(事務局) 医療との連携で先ほど委員が意見を言われたように、数年前に比べて、就学相談においても主治医の意見を聞くという機会が多くなった。保護者には了解を得て、子供の特性を理解した上で学校につないでいくケースが増えた。医療的ケアのことについて、医師に話を聞いたり、医師会を通じて小児科の医師に話を聞く機会もあったりした。実のある連携というのは、少しずつだが学校現場において増えてきたと思う。しかしながら、前回いただいたご意見として、組織的にきちんとつながっていく、西宮市としてそういう組織を充実させていくという動きを、今後検討すべきだと考えている。学校現場もいろいろな専門職にかかわっていただき子供を指導・支援していくという意識が出てきている。市として、組織的な連携をつくっていきたいと考える。

(委員)発達障害関係の医療、教育、福祉が日本よりも20年、30年進んでいると言われていたアメリカでさえも全部チームワークで動いている。医者だけで全部やるということはない。言語の問題は言語聴覚士、その他にも理学療法士や作業療法士がいる。心理的なカウンセラーから、さまざまな心のケアも含めて、そういう情報を1カ所に集めて、そこで判断をしていく。診断をするときは、当然そこの中心にいる医者が診断をするが、あとの指導はそれぞれの専門職がやっていくという、ほとんどの場合が全部チームで動いている。日本もクリニック

と名がつくところは、少しずつそういう形がとれる場所が増えてきているということも事実。 教員も含めたいくつかの専門職が話し合いをして指導や支援方法を決めていく、こども未来 センターもそのような形になっていると考える。医療や福祉を教育にどう生かすかという具 体的な話ができる。だから、うまくつながるように、今はまだ紙の上のことだが、具体的に連 携がみえるようにしていってほしい。せっかく西宮はそういう図が描けたわけなので、西宮市 内にいる小児科関係の先生方がこども未来センターとうまく連携していってほしいと思う。 そうすると、ほかの地域ではできない一歩先を行く医療教育福祉につながるのではないかと、 私は感じている。

(委員) ここ数年、保護者のこども未来センターの利用はとても多い。これまでなら、医療につなげていくために、年という単位で保護者と話をしなければならなかったのが、今はこちらが声をかけたら、既にこども未来センターに行っているとか、それなら、行ってみますということになる。学校としては子供の早期発見やそれぞれの関係者とつながっているという安心感があって、センター設立当初の目的が非常によく果たせていると思う。そういった目的を果たし、各事業が順調に行っているからこそ、たくさんの子供たち、保護者が活用して待ちが長くなっていっているということだと思う。だから、学校の立場で言うと、もう少しそこに行政も力を入れてもらい医療、教育、福祉との連携を強めることにつながっていくと思う。

(会長) 先ほどの話の流れから、まず、最初にクラスで気づかないといけないのは担任である。 ほかの専門職ではない。30人から40人いるクラスの子供が、A君はどこでつまずいている のか、なぜこれができないのだろう、こういうセンシティビティーの高い視点を持てる教師の 育成、そのための研修が必要である。これが昔より、だんだん必要度が高くなっていることは 事実である。その次に、この子の課題はと言ったときに、ゆっくり繰り返し教えたら理解でき るとか、ちょっと発達に課題があるのかというところで専門職が入り込んでくる。親が気づか ないできているケースもたくさんある。特に知的なレベルでは高いけれども、その他の面で課 題があるアスペルガータイプの子供では、対人関係がとても悪く、クラスの中でいろいろ課題 を抱えている。だから学習面だけを教師が見ていたら気が付かない。だから、そういう意味で、 発達課題全般についてしっかりと見立てることができる教師はこれからさらに必要になって くるので、これから担任の先生のレベルアップというのは、クラスの中でこの子はどこでつま ずいている、なぜできないのかしっかり見立てられる教師、そういう観点が持てる教師を育成 していかないといけない。そして、先ほどの話はその後のこと、それから専門の先生とかいろ いろ出てきて、そこから初めて診断がついてくるケースも出てくるわけで、だから就学の時点 で全部わかっているわけでなく、就学後のケースが多い。中には5年生、6年生になって初め て専門科に診てもらおうかというケースもあるわけで、周りの気づきが早くても、うまくつな がっていないケースもある。教育委員会としては、やっぱり担任の気づきをよくするというこ とに非常に重きを置かないといけないと思う。そして、担任が気づいたときに全部自分がやる のではなく、どこに相談するのか、そして次に何をすればいいのかということがわかることが 大切である。子供を見る目を持ったセンシティビティーの高い教師の育成、養成を真剣に考え ていかなくてはいけない。先ほどの研修内容の中にもそういうところが非常に大切になって

くる。

(会長) 次の議事に入る。審議会報告について事務局から説明を願う。

も仕組みや合意形成について十分検討していく必要があると思います。

(事務局)資料4、西宮教育における特別支援教育のあり方(報告案)をご覧ください。 1ページには、「初めに」という文章を載せています。2ページをご覧ください。第1章は、 幼稚園における基礎的環境整備としての人的配置を記載しています。平成29年度の第1回 から審議をしていただき、現状と課題、支援体制を記載しております。今後の方向性として、 (1)就園相談の仕組みについては、平成31年度より療育専門機関の方向となった幼児につ いては、保護者が希望すれば就園できるような仕組みにしました。また、その就園にあたって もご意見いただいたように、十分に情報提供を行い、合意形成を図るようにしています。今後、

第2章については、小中学校における基礎的環境整備としての人的配置を記載しています。 特別支援学級の設置数、在籍数は、平成30年度の状況も載せております。先ほど委員のほう からご意見がありましたように、学級数が増えない中、在籍数が増えているので、1学級の在 籍人数が非常に多くなっています。5ページの(2)今後の方向性として、人的支援体制の強 化についてご意見をいただき、ここに記載しています。配置の狙いを明確にした人的支援体制 の活用について、市の方針を示すべきであるというところにおいても、今後、検討していきま す。6ページは、校内支援体制の拡充、そして教職員の専門性の向上、保護者への周知につい て記載しております。

7ページには、西宮養護学校の通学及び校内支援体制について記載しております。1つ目、通 学体制につきまして、平成29年度の状況も示しています。西宮養護学校については、現状を 記載し、8ページは、今後の方向性として通学体制と支援体制についてご意見いただいたもの をまとめています。

9ページ、教職員の専門性の向上は、今後の方向性として、系統立てた研修計画を作成し、目的、内容を明確にするというご意見の中で、別紙資料として一番裏面にある、特別支援教育に係る教職員の専門性向上に向けた研修等において、必要な専門性を明記しております。先ほども、まずは担任というご意見もいただきました。そのことについても9ページのところに追加したいと考えております。

10ページは、交流及び共同学習の推進となっています。今後の方向性として、個別の教育支援計画に明確に位置づけ、合意的配慮事項を共通理解する。そして、個別の指導計画においても合理的配慮を明確にして指導内容に落とし込んでいくことについて、平成31年度から取り組んでいく方向にしております。本日、審議していただきました12ページ、医療・福祉との連携においては、今後の方向性について、教育の視点からもう少しまとめ直していきたいと考えおります。教育現場で早期発見、早期支援の仕組みをつなげる形であるとか、こども未来センターとの連携であるとか、本日のご意見を踏まえて、記載したいと考えております。

14ページからは、審議をしていただきました7回の日程等を記載しております。 ご意見、どうぞよろしくお願いいたします。

(会長) これは西宮教育における特別支援教育のあり方をまとめたもので、報告として出すの

で非常に大切なところである。1章から説明があったが、気づいたこと、追加、修正があるか。 (委員)幼稚園の在園中に支援が必要となった場合、途中から支援員なり協力員なりをつける ことができない、今そういう状態だと思うが、せっかく早期発見とうたっているのであれば、 そういうところも連携して、すぐに支援など動いてくれるという体制が整えばいいなと思う。

(事務局)ご意見をいただいているのは、幼稚園における人的配置のところで、例えば3ページのところの新たな支援体制の構築のところに、例えば途中入園などの対応もできるように検討していく内容でよいか。

(委員) よい。

(会長) 保護者が希望すれば就園できる仕組みというのは、現状はどこまでできているのか。

(事務局) 平成31年度よりこの仕組みを取り入れている。

(会長) 2番目のところに「合意形成を図る」と書いてある。これは当然、上からこうしなさいとかというのではなくて、お互いちゃんと話し合いをして了解のもとにやりなさいということである。ここがうまくいかないといろいろトラブルが出てくる。この合意形成を図るという言葉そのものはわかりやすいが、実際に図るためにどのようにきめ細かく丁寧に保護者対応をしていくのかという、具体的なところが何かないか。例えば、今まではこういうところでうまくいかないところがあった、だけどこれからは、特にこの合意形成を図るために、この点はしっかりとやりますとか。例えば文章でちゃんと書いたもので確認をとるとか。この合意形成を図るというのは簡単なようで、難しい。文科省は「合意形成を図りなさい」としているが、具体的にどうやって図るかって書いていない。だから、やはり、きちんと文章にするとか、何か後に残ってお互いが納得できるようにするとか、親と話し合いをされるときに誠実にするというのはとても大切。後で問題が出ないようにすることが合意形成を図る上で非常に大切である。

(委員)過去にこういう仕事をしていた者として発言すると、十分に説明をすることも大切だが、保護者が言われていることを保護者の前できっちりと記入することも大切である。指導主事は忙しくて書けないかもしれないが、保護者が言われていることを、お母さんの前で、これでいいですかって確認しながらやっていけば、それが立派な合意形成になると考える。

(会長) 私も保護者の目の前でいいと思う。保護者の目の前でメモ程度に書いた物を用いて両 方がサインをして、コピーをして渡せばいい。それぐらいのことはしないと、合理形成を図っ たことにならない。

(事務局)合意形成について、幼稚園の就園相談で、今まで専門療育の方向となると就園できないしくみだったが、平成31年度から就園できるということで、就園できるとなると保護者

の気持ちも穏やかな中で話を進めることができた。その中でも保護者の方は、自分の子供には個別の支援は必要だと考えておられる方が多くおられた。集団の保育の中では、やっぱり難しさがあることを理解されている。なので、幼稚園に就園しながら、何日かは療育に行って個別での支援を受けることを希望されている方が多くおられた。その中で先ほど話題に出た合意形成では、集団の中で難しくなる場面やその支援について、まず教育委員会が保護者の意向を聞いて確認をとっていくようにしている。その後、ある程度合意形成が図れたら、園長と委員会と保護者の三者で確認した内容を一緒に話をし、その時は、先ほどご意見のあったメモなどを使ってもう一度確認して、園長先生にも理解してもらい、三者がしっかり共通認識を持って就園していく形をとっている。

(委員)専門性のある人を配置するということになっているが、専門性のある支援体制を構築するということの、具体があれば教えていただきたい。

(事務局)現在、保育補助員というボランティアの方に支援をしていただいているところを、 臨時職員として任用する方向で、研修等も行いたい。また、園の支援体制を強化していくよう な取り組みを進めていきたいと考えている。

(会長) 6ページのところ、(2) の2つ目の〇のところに、個別の教育支援計画、個別の指導計画について、校内委員会などでPDCAを踏まえと記載されている。見直しを行い、学校としての方針を明確にする必要があると。これはとても大切なことで、個別の指導計画をつくりますではなく、それを実際に見直していくチェックのところが重要である。PDCAのプラン・ドウ・チェック・アクションのチェック、これが一番大切である。実際、書いたとおり、うまくいくことが少ないので必ず修正が入る。そうすると、もう半年ぐらいたったら、個別の指導計画のA4の紙一枚が真っ赤になるぐらいになっていく。これが見直しである。なので、こういうことをきちんとしているかどうかのフォローをしっかりと教育委員会でする必要があると思う。指導主事が学校を訪問するとき、個別の教育支援計画、個別の指導計画の確認はしているのか。

(事務局)教育支援計画、指導計画を教育委員会に提出されているものについては、事前にチェックをして学校訪問に行っているが、十分にそれが生かされているかということについては、できていないところがある。今後提出されている計画の内容についても確認していきたい。

(会長) 平成30年度から通級も個別の指導計画の対象になったので、今まで以上にチェックをする書類が増えるのは大変だが、やはり指導主事が学校に来たらチェックをされるんだとみんなが思ってもらったほうがいいと思う。

(委員) この3章の西宮養護学校のスクールバスの通学時間はどれぐらいか。

(事務局)基本的には1時間というのを目途にしている。交通事情とか天候とかによって若干遅くなることはある。通学タクシーは距離が長くなり、1時間を超えているところはある。

(委員)7ページの下から9行目、10行目のところに通学途中の医療的ケアが必要な子供への対応、実際には平成30年度で対応した事例はあるか。

(事務局) 医療的ケアの実施について要綱を市として定めている。また、関連して西宮養護学校の通学についても要領を作成しており、看護師の添乗タクシーについては校内体制を優先すると定めている。大きく台数を増やす方向ではない。来年度に向けてどうするかは、検討を進めているところである。

(委員)8ページの西宮養護学校の支援体制のところで、方向としては、支援体制を構築していく必要があるという文言で表現されているが、特に校医による教職員向けの研修とか、それから指導医による看護師への指導助言、これらは具体的に何か方策を持って動き出していると考えていいか。

(事務局)最初の校医による教職員向けの研修については、重度心身障害のある子供の医療について専門的な知見のある医師が校医として、実際に教職員向けての研修をしている。 指導医による看護師への指導助言については、仕組みを構築していく必要がある。予算上のことを考えていく必要があるので、今後の検討課題である。

(委員)6章の13ページに、こども未来センターにおける医療福祉教育の連携の項目で、福祉との連携の中にスクールソーシャルワーカーが学校園を訪問し福祉につなげるとある。これは重要なことだと思う。スクールソーシャルワーカーはこども未来センターに所属していて、そこだけでの活動になるのか、学校そのものに所属するスクールソーシャルワーカーはいないのか。

(事務局)スクールソーシャルワーカーについては、平成31年度の予算で各中学校区に毎週1回スクールソーシャルワーカーが常駐するということで対応している。これまで教育委員会にスクールソーシャルワーカーは1名しかいなかったが、それを5名に拡充し、週に1回はスクールソーシャルワーカーがそれぞれの中学校区に訪問して、その中学校区内の小学校も対応する形で動くようしていく。

(委員) スクールソーシャルワーカーというのは基本的に福祉というか、学校と地域を結ぶためにあるというふうに位置づけられていると思うが、ソーシャルワークなので社会福祉にかかわる仕事につくと思う。特別支援にかかわるスクールソーシャルワーカーはこども未来センターのスクールソーシャルワーカーだけなのか、そうでないなら、スクールソーシャルワーカーをもっと活用できるということであれば、先ほどご回答いただいたように充実させようとしているところも記載が必要ではないか。

(事務局)学校保健安全課に所属するスクールソーシャルワーカーになるが、特別な支援を要する子供のことについても、関わっていくことがあると思う。新たに記載する。

(委員) こども未来センターの中に心理士がいると思うが、平成30年度の9月に新しい公認 心理師の第1回目の国家試験があって、11月に発表されて、その方々がこれから心理職を担うことになる。将来的に子供の発達検査をするときに、公認心理師がないと検査ができないという可能性が出てくる。WISCとか、大人だったらWAISとかWPPSI、KーABC、DNーCAS、全部これはピアソンという会社が版権を持っている。アメリカでは学会認定だが、資格を持っている人しか使えない。医者も使えない。日本もピアソンの考え方で動いている。4、5年先になると公認心理師以外は発達検査ができないという可能性がある。だから公認心理師をどんどん受けさせるような形をしている。若手の臨床心理士は、間違いなく公認心理師の試験を受けている。情報提供である。

## (会長) その他何かないか

(委員) 今年、1年間PTA会長をして、またPTA協議会のほうで特別支援学級に在籍する 保護者とも会う機会がある。みんなでグループワークをする。その中ですごく気になった点 が、やはり子供の進路である。その保護者も最終的には、生んで子供の病気がわかってから、 この子は最終どういう大人になるのかがやはり一番気にかかる。知的の特別支援学級に在籍 している保護者は、県立の特別支援学校に行けば、何とか進路が決まると思っていたが、実際 は、資料がこれぐらいあるから、お母さんと子供で頑張って動いてくださいねというようなの が今の実情ということで、そのとき幼稚園、小学校、中学に在籍している支援学級の保護者が 危機感を感じられ、保護者が一生懸命子供を連れていろんなところに行って実習に行ったり しないといけない、現状はそうだと。西宮養護学校でも、平成29年度では進路先というのは 西宮で見つかることが多かったが、今年は11月、12月になってもまだ進路先が決まらない というのが現状で、進路研究部という部がPTAの役員と、先生の方でも進路部というのを立 ち上げて、子供たちの進路先とか見学するのを年1回しているが、今はどこも通所とかいっぱ いで、来てもらっても入れることはできないから、だめですというところが多くて、入れない が、見たいならどうぞというところが1つあったが、そこが西宮市ではなくて宝塚市だったと いう現状がある。今まで学ばせていただいた中では、生まれてから早期発見があって、幼稚園 に入るまでの就園相談、学校に入るまでの就学相談、そして学校にいる間、中身を充実させよ うとして、この会はあるが、じゃあ次その出口、その先はもう教育じゃないからだめですとい うのではなく、西宮養護学校の現状を見ていると、進路の先生と親が疲弊している。行き先が ないということで、普通の高校生だったら、私は専門学校に行こう、私は働こう、私は大学受 験をしよう、ここがだめなら、ここがあるが、募集がゼロのところを私たちが受けようとする、 それが現状である。11月の西宮養護学校のPTAと西宮市教育委員会の方との懇談会で、平 成28年には西宮市でふれぼのという通所と、平成29年にはいずみ園という通所の部分は できたが、いずみ園は知的の子供が行くところで、難病の子供であるとか肢体不自由の子供と

いうのは、なかなか入れないし、もう少し生活支援課との関りというのが西宮養護学校とあれば、事業所を立ち上げるときにしても困ることがないのではと思う。学校側と保護者と福祉が うまく連携して、なめらかに動くようにするにはどうすればいいかということを考えている。

(会長) 重度の障害のある子供の場合、高等部を出た後のその次のステップをどうするか、就 労ではなくて、あるいは福祉のほうでサポートするということも含めて、これは大きな課題だ と考えるこれは、この場の議題とするには難しいが、就労とうまくつなげていく必要はあると 考える。

(事務局) 西宮養護学校の高校3年生の計画相談の会議には私も出席している。高校を卒業した後、作業所とか生活介護の事業所に週3回しか通えなくて、あとの週2回は家にいることになるという声を実際に聞いたことがある。西宮には青葉園という重度の肢体不自由の方が通所する施設はあるが、やはりそこのキャパシティはいっぱいな状況で、事業所が足りてないというのが現実だと思っている。私も現場で話を聞く中で、西宮養護学校の子が卒業したら就職先とか作業所とかがないということが、福祉の施設を整備する部署とかに十分つながっていない状況かと考える。西宮養護学校の子供の学校生活だけの困り事だけではなくて、地域で生活していくためにしっかりと教育と福祉が連携して、問題を把握して取り組んでいかなければいけないと考えている。計画相談の相談員がいるなら実習の時など事業所を探すのをお手伝いできると思うので、しっかり連携していきたい。

(会長) 何かわからないことがあったら、福祉の方に相談するということでよいか。

(委員)事業所とか子供の進路というのは難しい。大学だと4年、専門学校だったら2年なり3年なり、そういう年代の子は、次に社会という大きい選択肢があるが、重度障害のある子供たちは、高校を卒業すると次はもう70代ぐらいの人たちと同じ施設にいて過ごすことになる。留年はできないし、後から子供は入ってくる。なにかうまい方法はないかなと思っている。

(会長)これは、1つ大きな課題として、福祉の方とつなげて考えていただければと思う。 報告に関しては、事務局で修正し、後日、委員の方に連絡をさせていただきたい。 それでは、第7回西宮市特別支援教育審議会を閉会する。